

4問 指定法人において不適切な業務が発生したときの監督体制はどうか、第三者機関による監査は計画しているのか、法務当局に問う。

- 本法律案において、法務大臣は、指定法人に対し、
  - ・ 監督上必要な命令をする権限
  - ・ 報告徴求及び立入検査を行う権限
  - ・ 指定の取消しをする権限等の監督権限を有するものとされており、指定法人の業務に不適切な点があった場合には、法務大臣が、これらの監督権限を行使して、その是正を図ることとなる。
  
- 本法律案では、指定法人に対して第三者機関による監査を行うこととはしていないが、(委員御指摘のとおり、)指定法人の業務遂行について透明性を確保することは重要なことであると認識している。
  
- この点、指定法人の行う事務や事業については、平成18年8月の閣議決定において、
  - ・ 少なくとも3年から5年ごとに政策評価を行い、その結果をインターネットで公開し
  - ・ 事務・事業の料金を府省庁が認可している指定法人については、会計処理の明確化及び透明化を図るため、事業内容、料金等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開するなどとされている。
  
- 法務省としては、指定法人に対する監督権限を適切に行使するとともに、この閣議決定の趣旨も踏まえて、指定法人の業務

の透明性が図られるよう、適切に対応してまいりたい。

(参考) 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準(平成18年8月15日閣議決定)(抜粋)

## 2 国の関与の透明化・合理化のための基準

### (1) 府省が講ずべき措置

ア～エ (略)

オ 事務・事業の定期的検証

(略)

また、当該事務・事業(地方公共団体の事務を除く。)について、少なくとも3～5年ごとに政策評価(行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。)を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うとともに、その結果をインターネットで公開する。(略)

### (2) 指定等法人が講ずべき措置

ア (略)

イ 会計処理の明確化及び透明化

適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、事務・事業の料金等を府省が決定又は認可している場合は、当該事務・事業ごとに事業内容、料金等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開するなど、国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段によりこれを公開すること。

ウ 略

(参照条文)

## ○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第五条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、法務大臣の認

可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2・3 (略)

(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

- 二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

- 三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

- 四 第八条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで民事裁判情報管理提供業務を行ったとき。

- 2～4 (略)